

## PEZA企業に対するBOC登録



財務省(DOF)が2014年11月28日に公表した、「ICCをPEZA企業に対しては免除する旨の通達(Department Order No.107-2014)」を受けて、関税局は関税通達(Customs Memorandum Order No.03-2015:CMO)を公表しました。

当該CMOは、CMO No.04-2014における要求事項を提出していない企業、及び2015年1月12日時点で輸入者認定の申請を行っていない企業を対象としています。

これによると、必要な資料を提出すると関税局(BOC-Accounting Management Office)は、対象企業に15日以内に結果を通知することになっています。一度輸入者として認定されれば、PEZA企業であり、かつPEZAとして求められる報告事項に従う限りは有効です。

なお、関税局に提出した資料に変更があった場合には、その変更が起こった日より15日以内に変更届けを提出することとなっています。

詳細については、下記のリンク先をご参照ください。

[http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2015/01/CMO\\_3-2015.pdf](http://customs.gov.ph/wp-content/uploads/2015/01/CMO_3-2015.pdf)

# SECによる本店所在地の 詳細記載要求

証券取引委員会(SEC)は、証券取引委員会覚書回覧No.1-2015(SEC Memorandum Circular No.01-2015)を公表しました。

これによると、基本定款に本店の住所を“メトロマニラ”のみ記載しているような企業に対して、詳細な場所を届け出ることを求める既存の覚書回覧を踏襲する形で発行され、その他の当局との兼ね合いからその変更申請期限を2015年6月30日まで延長することを示すものです。

全ての企業は、通り番号、通り名、バランガイ、市または地方自治区について正式に本店所在地をSECへ届け出こととなっています。

KPMGは今後の運用・動向についてもNewsletter等を通じて、都度ご案内する予定です。

## 編集・発行

**R.G. Manabat & Co.**

遠藤 容正／山本 陽之

[www.kpmg.com/ph](http://www.kpmg.com/ph)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を細密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 R.G. Manabat & Co., a Philippine partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.